

さ情審査答申第151号  
平成30年1月4日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成27年10月22日付けで貴職から受けた、「学校給食費未納に関する行政情報（区役所を除く）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年7月13日付け保福生第996号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、不開示とした学校名の開示を求めるものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）（旧法）第25条第1項ただし書きに基づく口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

本件不開示情報である学校名は、開示するだけで生活保護世帯は特定されない。条例第7条第2号には該当しない。不開示理由の不立証。開示の公益性が高い。情報公開制度・個人情報保護制度の手引き（第3版）40頁の解釈によれば、なお個人の財産権等の正当な権利利益云々とあり、本件不開示理由として不適切である。

他課への開示請求では、学校名、児童数、未納総額が開示されている。（た

だし、生活保護受給者に限ったものではない)「生活保護受給者」という条件をつけるだけで不開示となるのは理解できない。

生活保護受給世帯であれば、学校給食費が支給されているはずであり未納は許されない。さいたま市は代理納付の手続きを進めず給食費の未納を容認しているのではないか。

今後、教育委員会と連携し給食費の未納の世帯はすべて代理納付とすべきである。また、過去の未納分についても返還させ給食費に充当すべきである。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、以下のように説明している。

- 1 本件処分に係る行政情報開示請求(以下「本件請求という。」)は、それ以前に、異議申立人が生活保護受給世帯の給食費未納に関する情報について、実施機関とやり取りを行っていたことに端を発している。
- 2 本件請求は、当課が保有する学校給食費未納に関する行政情報(区役所を除く)について行政情報の開示を求めたもので、当課は、本件請求に対して、「生活保護受給世帯に係る小中学校給食費の未納状況の一覧表」を特定し、行政情報一部開示決定処分を行ったものである。
- 3 特定した行政情報は、市内の公立小中学校における生活保護受給世帯のうち、給食費が未納の世帯を学校ごとにまとめたものであり、「行政区」、「学校名」、「児童数」、「世帯数」、「未納額」が記載されている。実施機関は、そのうち「学校名」については、さいたま市情報公開条例第7条第2号に該当すると判断し、不開示としたものである。
- 4 異議申立人は、学校名は同条例第7条第2号に該当せず開示せよと主張しているが、学校名の開示により、即座に特定の個人を識別することはできないが、少なくともその学校に給食費を滞納している生活保護受給者がいることは公にされることとなる。そのことによって、当該学校に通学する児童・生徒がいる生活保護受給世帯が肩身の狭い思いをし、精神的苦痛を受けるおそれがあると判断し、さいたま市情報公開条例第7条第2号に該当するため不開示としたものであり、決定は妥当であると考えます。
- 5 また、異議申立人が、他課への開示請求では、学校名、児童数、未納総額が開示されていると主張していることについては、これ以前に教育委員会より情報提供があったと考えられるが、学校ごとの未納者の情報に生活保護受給世帯に関する情報は示されていないことから、本件開示請求に至ったと理解している。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象行政情報と異議申立てについて

(1) 異議申立人は実施機関に対し、平成27年6月29日付け行政情報開示請求書により、「学校給食費未納に関する行政情報（区役所を除く）」の開示を求めた。実施機関は「生活保護受給世帯に係る小中学校給食費の未納状況一覧表」（以下、「未納状況一覧表」という。）を開示請求にかかる行政情報と特定した。

(2) 未納状況一覧表は市内公立小中学校における生活保護受給世帯のうち、給食費が未納となっている世帯を学校ごとにまとめたもので、内容として「行政区」、「学校名」、「児童数」、「世帯数」、「未納額」が記載されているところ、実施機関は、「行政区」、「児童数」、「世帯数」、「未納額」を開示し、「学校名」については条例第7条第2号に該当するとして不開示とする一部開示決定をした。

これに対して異議申立人は、「学校名」は条例第7条第2号に該当する個人に関する情報ではないとして「学校名」の開示を求める本件異議申立てをした。

##### 2 本件処分の当否について

(1) 実施機関も、「学校名」が開示されたとしても、未納状況一覧表から直ちに給食費未納の生活保護世帯が特定されるわけではないことは認めているが、実施機関が不開示理由としたのは、条例第7条第2号後段の、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるという部分である。

確かに本件の場合、給食費を未納している生活保護受給世帯にとって、その事実は世帯構成員の社会的・経済的状況そのものであり、当該世帯の児童・生徒が通学する「学校名」までを開示されることによって、その学校に給食費を滞納している生活保護受給者がいることが公にされることとなり、当該児童・生徒を含む世帯構成員が、肩身の狭い思いをし、不快や不安等の精神的苦痛を受けるおそれがあることは当然予想されることである。

したがって、実施機関が「学校名」を条例第7条第2号の個人に関する情報として不開示にしたことは妥当である。

(2) なお、異議申立人は、異議申立人が他課（教育委員会）から「学校給食費未納に関する行政情報」として、学校名、児童数、未納総額の行政情報を提供されたことを根拠に、本件開示請求において「生活保護受給者」という条件をつけるだけで学校名が不開示になるのは理解できない

と主張している。しかし、学校給食費未納に関する行政情報の開示請求の場合、学校名が開示されたとしても、その学校内の未納者が生活保護世帯であるか否かは分別されない状態で開示されるのであるから、上記(1)と同列に論じることはできない。

- (3) このように個別具体的な学校名を不開示にしたとしても、学校名以外の開示された情報によって、生活保護世帯の給食費未納に関する行政運営上の問題点（例えば、学校給食費が保護費として支給されているはずなのに、給食費が未納である状態の是正等。）を抽出することは十分に可能であり、公益のためには学校名の開示が必要であるとまでは考えられない。以上のように解するところ、市の諸活動を情報公開制度に基づいて市民に説明する責務に欠けるところはないものと思料する。

- 3 また、当審査会は、本件処分に対する審査に当たって、次のとおり指摘事項が認められたので、付記するものである。

条例第6条第1項第2号の規定によれば、行政情報の開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、開示請求書に「行政情報の名称その他の開示請求に係る行政情報を特定するために必要な事項」を記載して提出するよう義務づけている。行政情報の特定は、開示請求に係る本質的な内容をなすものであるから、特定するために必要な事項を開示請求者自身が記載した書面をもって請求することを条例は要求しているのであり、それは開示請求の適法要件のひとつである。

本件開示請求は、請求者が行政情報開示請求書（さいたま市長宛）の開示請求に係る行政情報の名称又は内容の欄に「学校給食費未納に関する行政情報（区役所を除く）」と記載して実施機関に提出したところ、実施機関は生活保護受給世帯に関する未納状況一覧表を特定したものであり、あきらかに請求行政情報の記載と、特定した行政情報との間には、所管する機関の違いにも影響ある乖離があるというべきである。

この乖離について、実施機関は、請求者と実施機関との一連の口頭によるやりとりによって実質的な特定に至ったもので、異議申立てもされていないとしている。

しかし、条例の趣旨からすれば、後日の紛争を防止するなど手続の正確を期すべく、実施機関は、請求者には開示請求書の補正など所要の対応を求めるべきであったし、請求者はこれに応じるべきであった。

ところが、実施機関は補正を求めることなく、また、請求者は本件開示請求書を修正することなく、その後の手続を進めている。今後は、このような乖離が生じないように、補正等所要の措置が講ぜられるべきである。

- 4 なお、その他異議申立人の主張は本件処分の当否に直接関係するものでな

く、また、上記審査会の判断に影響を及ぼすものではないため言及しない。

- 5 以上の次第であるから、本件異議申立ては理由がないので当審査会は前記第1のとおり、答申するものである。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年10月22日	諮問の受理（諮問第407号）
②	平成29年 9月21日	審議
③	同 年11月16日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年12月21日	審議

#### さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士 平成29年10月21日退任
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小百合	弁護士 平成29年10月22日就任
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)